

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 2 年 5 月 1 日 (金曜日) 定期第 102 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部 三六三円 (消費税及び地方消費税込み)

目次	ページ
〇規則	
神奈川県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則 (県土整備・建築指導課)	281
〇告示	
コイの持ち出しの禁止に係る水域 (環境農政・水産課)	281
救急病院等を定める省令第 1 条第 1 項の規定による申出の撤回 (健康医療・医療課)	281
救急病院等の認定の一部改正 (健康医療・医療課)	282
〇監査委員公表	
監査の結果により講じた措置について	282

〇公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請 (政策・NPO 協働推進課)	283
特定非営利活動法人の定款の変更認証申請 (政策・NPO 協働推進課)	283
大規模小売店舗の新設の届出の概要 (産業労働・商業流通課)	284
開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	284
コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限 (内水面漁場管理委員会)	285

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

規 則

神奈川県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 5 月 1 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 46 号

神奈川県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

神奈川県宅地造成等規制法施行細則 (昭和 37 年神奈川県規則第 52 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「又は藤沢市」を「、藤沢市及び秦野市」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

神奈川県告示第 191 号

コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限 (令和 2 年神奈川県内水面漁場管理委員会指示第 1 号) に基づき、水域を次のとおり定め、令和 2 年 5 月 6 日から施行する。

令和 2 年 5 月 1 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 多摩川の本流及び支流の区域
- 鶴見川の本流及び支流の区域
- 相模川の本流及び支流の区域。ただし、次に掲げる基点 A B 及び C D の直線から上流の相模川の支流の区域を除く。

点の位置

基点 A 相模原市緑区青根地先道志ダム天端右岸下流端

基点 B 相模原市緑区牧野地先道志ダム天端左岸下流端

基点 C 愛甲郡愛川町地先宮ヶ瀬ダム天端右岸下流端

基点 D 愛甲郡愛川町地先宮ヶ瀬ダム天端左岸下流端

- 帷子川の本流及び支流の区域
- 大岡川の本流及び支流の区域
- 下山川の本流及び支流の区域
- 境川の本流及び支流の区域
- 引地川の本流及び支流の区域
- 金目川の本流及び支流の区域
- 葛川の本流及び支流の区域
- 入江川の区域
- 滝の川の区域
- 横浜市保土ヶ谷区狩場町 213 の横浜市児童遊園地の池の区域
- 横浜市港北区菊名一丁目 8 の 1 の菊名池公園の菊名池の区域
- 横浜市青葉区もえぎ野 7 番地 1 のもえぎ野公園の池の区域
- 横浜市都筑区中川四丁目 19 の山崎公園の池の区域
- 横浜市都筑区南山田一丁目 5 の徳生公園の池の区域
- 16 及び 17 の池を結ぶ横浜市都筑区北山田四丁目 27 のくさぶえのみちの水路の区域
- 川崎市中原区等々力 1 番 1 号の等々力緑地の日本庭園の池の区域
- 大和市上草柳字篠山 1, 079 番地の引地川公園の泉の森のしらかしの池、湿生植物園の池及びホタルの小川の区域
- 綾瀬市落合南九丁目 339 の綾南公園の池の区域
- 中郡大磯町国府本郷 551 番地 1 の大磯城山公園の不動池の区域

神奈川県告示第 192 号

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜 (〇四五) 二一〇一一一
印刷
横浜市鶴見区矢向三一一五一一七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜 (〇四五) 五七一三五〇八

この公報は再生紙を使用しています

次の病院から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による申出を撤回する旨の届出があった。

令和2年5月1日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

名 称	所 在 地
横浜市立市民病院	横浜市保土ヶ谷区岡沢町56

神奈川県告示第193号

救急病院等の認定（平成元年神奈川県告示第580号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月1日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表横浜市立市民病院の項を削り、同表に次のように加える。

横浜市立市民病院	横浜市神奈川区三ツ沢西町1の1	令和2年5月1日から令和5年4月30日まで
----------	-----------------	-----------------------

監 査 委 員 公 表

神奈川県監査委員公表第7号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和2年5月1日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣

同 太 田 眞 晴

同 吉 川 知 恵 子

同 桐 生 秀 昭

同 松 崎 淳

1 措置の対象となった監査の結果

令和2年1月10日（神奈川県公報定期第70号）神奈川県監査委員公表第1号で公表した不適切事項6か所に係る6事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県県央地域県政総合センター	令和元年10月8日 (令和元年8月21日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、受注者に対する指導・監督が十分でなかったため、平成30年度農業水利施設予防保全事業相模川左岸県央（3期）中央工区工事（契約額24,602,400円）の施工に当たり、表面被覆工等について、施工品質を確認するための試験を工期内に実施することが不可能となった項目があったにもかかわらず、工期を延長せず、当該項目に係る施工品質を確認しないまま検査を完了し、契約額を支払っていた。	不適切事項については、受注者が提出した施工計画書において施工品質の確認を明記していたにもかかわらず、発注者、受注者双方においてその確認が不十分であったこと、及び事業課において、本体工事が工期内で終了しているため、施工品質の確認のみのための工期の延長に思いが至らなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、品質確認工程表を作成し、複数の職員で確認するなど、進行管理を徹底するとともに、技術職員研修を実施するなど、適切な事務執行に努めることとした。
神奈川県県西地域県政総合センター	令和元年9月27日 (令和元年8月27日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成30年度第1四半期部局渉外費9件、43,000円について、前渡金精算報告が3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による進行管理の確認体制を強化することにより、適切な事務執行に努めることとした。

(2) 環境農政局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県農業技術センター	令和元年10月28日 (令和元年8月29日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、平成30年度生産コストの削減に向けた有機質資材の活用技術の開発委託事業委託契約に基づく農業試験研究受託収入1	不適切事項については、受託研究の契約について、進行管理が不十分であったこと及び所内の情報共有がなされていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、受託契約進行

	件、819,000円について、調定が3月を超えて遅れていた。	管理表を作成して確認体制を強化するとともに、より一層、企画担当部署と経理担当部署との情報共有を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	--------------------------------	--

(3) 健康医療局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県精神保健福祉センター	令和元年9月27日 (令和元年8月20日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、行政財産の使用許可及び貸付けに伴う光熱水費等の立替収入に係る収入未済2件、4,781円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による収入状況の確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(4) 県土整備局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県平塚土木事務所	令和元年11月11日 (令和元年9月12日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、平成29年12月に行った道路占用許可に係る自費復旧事務費1件、14,400円について、平成30年度においても調定が行われていなかった。	不適切事項については、担当者が失念していたこと及び進行管理が不十分であったことによるものであり、令和元年5月23日に調定を行った。 今後は、このようなことがないように、許可手続の進行管理表において、自費復旧事務費の額を記載し、進行管理を徹底するとともに、会計システムによる自費復旧事務費の処理を確認することにより、適正な事務処理に努めることとした。
神奈川県藤沢土木事務所	令和元年10月29日 (令和元年9月4日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、平成29年度河川改修工事公共(その19)、平成30年度河川改修工事県単(その12)合併の変更設計額の積算に当たり、河川内に設置する仮設用の汚濁防止フェンス工について、積算条件を誤ったため、変更後の設計額(70,653,600円)が43,200円過小であった。その結果、変更後の契約額(65,707,200円)が39,960円過小であった。	不適切事項については、設計書作成過程において、積算方法の確認が不十分であったことから、積算条件を誤り変更設計額が過小となったものである。 今後は、このようなことがないように、事務所内において情報共有を行うとともに、チェックリストを活用した複数の職員による確認体制の強化により、適正な事務執行に努めることとした。

公 告

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

令和2年5月1日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年4月9日	特定非営利活動法人茅ヶ崎の文化景観を育む会	山口洋一郎	茅ヶ崎市東海岸北1丁目6番32号	この法人は、茅ヶ崎市民に対して、茅ヶ崎及び湘南地域の歴史的、文化的価値があると認められる建造物や場所への地域の文化や環境に与える影響等を考察、検証し、その活性化と保存方法とそれらの建造物や場所の所有者への相談システムの構築等を研究、実践することにより、まちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

令和2年5月1日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的

令和 2 年 4 月 7 日	特定非営利活動法人 どすこい横須賀	米山 豊平	横須賀市林四丁目 4 番 6 号	この法人は、在宅障害者に対して、日常生活習慣の習得、社会生活への順応及び就労機会の拡大を図るための支援などを行い、広く障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。
令和 2 年 4 月 21 日	特定非営利活動法人 一麦	大岡めぐみ	横須賀市池上 5 丁目 3 番 2 号	この法人は、横須賀市周辺に住む知的障がい児者に対して、心身ともに健やかな生活を安心して送るために医療や経済的な視点を重視した福祉事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
令和 2 年 4 月 22 日	特定非営利活動法人 日本ウインドサーフ イン協会	石原 智央	鎌倉市大町 4 丁目 3 番 21 号	この法人は、広く一般市民を対象に、自然環境保全事業、マリンスポーツの普及振興事業を行うことにより、自然環境の保全と、ウインドサーフィンを通じた青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗を設置する者から新設に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出及び添付書類は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和 2 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和 2 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までに知事に意見書を提出できます。

令和 2 年 5 月 1 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ケーズホールディングス

茨城県水戸市柳町 1-13 の 20

代表取締役 平本 忠

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ケーズデンキ辻堂店

藤沢市辻堂神台 2-7421 ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ケーズホールディングス

茨城県水戸市柳町 1-13 の 20

代表取締役 平本 忠

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和 2 年 11 月 6 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,606㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置については、届出書に添付された図面のとおりに

計 177 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置については、届出書に添付された図面のとおりに

20 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置については、届出書に添付された図面のとおりに
40.0㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置については、届出書に添付された図面のとおりに
計 35.41㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後 9 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入り口 1 か所

出口 1 か所

位置については、届出書に添付された図面のとおりに

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 10 時まで

8 届出年月日

令和 2 年 3 月 5 日

都市計画法第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 2 年 5 月 1 日

神奈川県平塚土木事務所長 相 原 久 彦

1

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市伊勢原 3-885 の 1 ほか 4 筆
開発区域の面積	733.11 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都西東京市東伏見 3-6 の 19
開発許可を受けた者の氏名	タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕
開発許可年月日及び許可番号	令和元年 12 月 13 日 神奈川県指令平土第 610065 号

2

開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町小谷 3-867 の 1 の一部及び 3-867 の 12ほか 4 筆
開発区域の面積	553.04 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都新宿区高田馬場 3-46 の 25
開発許可を受けた者の氏名	アイディホーム株式会社 代表取締役 久林 欣也
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和元年 8 月 27 日 神奈川県指令平土第 610037 号 (令和 2 年 2 月 18 日 神奈川県指令平土第 610077 号)

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第 1 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定により、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出し及び放流等について、次のとおり指示する。

令和 2 年 5 月 1 日

神奈川県内水面漁場管理委員会
会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

(1) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）で、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると知事が認めて告示した水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと知事が認める上流域を除く。）においては、神奈川県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

ア 県内の公共用水面等にコイを放流する場合は、当該コイが次のいずれにも該当することを確認しなければならない。ただし、採捕したコイを同一の水域に放流する場合はこの限りでない。

- (イ) 汚染水域由来でないこと。
- (ロ) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。
- (ハ) コイヘルペスウイルス病に関し、PCR 検査又は LA-MP 法で陰性が確認されたコイ群に属すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

2 指示期間

令和 2 年 5 月 6 日から令和 3 年 5 月 5 日まで